

平成27年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を却下する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による遺族基礎年金の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、国民年金の被保険者であったA(以下「亡A」という。)が平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人は亡Aの夫であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、遺族基礎年金の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で請求人に対し、「遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者の妻又は子に支給する。(国年法第37条) あなたの場合、遺族基礎年金を受けられる遺族ではないため、遺族基礎年金を支給することはできません。」として、遺族基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。
- 4 社会保険審査官は、平成〇年〇月〇日付で、本件審査請求は審査対象以外の事項に関する不服申立てであり、不適法なものであって補正することができないとして、これを却下する決定をした。
- 5 請求人は、なおも、原処分を不服として、当審査会に再審査請求をした。請求人が主張する不服の理由は、本裁決添付の別紙記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

- 1 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号。以下「平成24年改正法」という。)による改正前の国民年金法(以下「旧国年法」という。)第37条は、「遺族基礎年金は、被保険者又は被保険者であった者が次の各号のいずれかに該当する場合に、その者の妻又は子に支給する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合にあっては、死亡した者につき、死亡日の前日において、死亡日の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。」と規定し、各号の定めとして、「1 被保険者が死亡したとき」、「2 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であるものが、死亡したとき」、「3 老齢基礎年金の受給権者が、死亡したとき」、「4 第26条ただし書(注：その者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないとき)に該当しないものが、死亡したとき」と定めている。そして、平成24年法律第62号第1条第2項の、旧国年法第37条中の「妻」を「配偶者」に改める規定は、平成26年4月1日から施行すると定められている(平成24年改正法附則第1条第3号)。
- 2 これを本件についてみるに、本件記録によると、亡Aは、その死亡の当時(死亡日：平成〇年〇月〇日)、請求人の妻であり、国民年金の第3号被保険者であったこと及び死亡日の前日において、死亡日の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であったことが認められるが、請求人は、亡Aの夫であって、亡Aの妻でもなし、子でもないことが明らかであるから、旧国年法第37条所定の遺族基礎

年金を受けることのできるものに該当しない。したがって、原処分は、法令の規定に則ったものであって、適法かつ妥当な処分であることは明らかである。

- 3 これに対し、請求人は、平成24年改正法により、旧国年法第37条の規定中の「妻」が「配偶者」と改められ、改正後の同条の規定が平成26年4月1日から施行されることとなったが、被保険者が施行日前に死亡した場合には適用されず、依然として憲法第14条に違反する男性に対する差別的状況が残っていると主張し、これは、男性に対する差別的取扱いに止まらず、専業主婦が亡くなくても遺族基礎年金が支給されないということは、専業主婦には遺族基礎年金が支給されるだけの価値がないということであって、女性に対する差別的取扱いでもあるから、上記法律の規定にかかわらず、請求人に対し、亡A死亡に係る遺族基礎年金を支給すべきであると主張する。

しかしながら、平成24年法律第62号による改正後の国年法第37条を本件に適用することができないのは明らかであり、請求人の亡Aに係る遺族基礎年金の受給権の成否は、旧国年法第37条の規定によって決すべきところ、亡Aの妻でもなく子でもない請求人は、上記遺族基礎年金を受給することはできないのである。請求人は、被保険者又は被保険者であった者の夫に遺族基礎年金の受給権を認めない旧国年法第37条の規定は、法の下での平等を定めた憲法第14条に違反すると主張する。しかしながら、旧国年法第37条の規定が憲法第14条に違反するか否かの判断は司法裁判所の専権事項であって、社会保険審査官や当審査会の審査の対象とはなしえないものである。

- 4 社会保険審査官に対する審査請求及び当審査会に対する再審査請求は、保険者によってなされた処分が現行法令に照らして違法又は不当として取り消すべきかどうかを審査するための不服申立手続であるから、社会保険審査官や当審査会が

審査権を有しない事柄についての判断や、権限外の事項を内容とする決定や裁決を求める審査請求及び再審査請求、あるいは、処分についての具体的な違法事由、取消事由の主張がない審査請求及び再審査請求は不適法であり、不服申立の利益を欠くものというべきである。

なお、国民の請願をする権利は憲法第16条の保障するところであり、別紙による請求人の主張を請願と解する余地があるとしても、請願は、別に法律で定める場合（国会法第9章、地方自治法第6章第7節）を除いては、請願法（昭和23年法律第13号）の定めるところによってすべきものであり（請願法第1条）、社会保険審査官及び当審査会に対する審査請求及び再審査請求の方法によりこれをすることはできない。

- 5 したがって、本件審査請求及び再審査請求は、原処分に対する不服申立としては、その利益を欠くものとして不適法であり、かつ、その不備を補正する余地がないものである。また、当審査会に対する再審査請求が適法とされるためには、これに先行する審査請求が適法にされていることを要するところ、本件審査請求は、上記のとおり不適法なものであるから、本件再審査請求はその要件を欠くという点でも不適法なものというべきであり、この不備を補正する余地はない。

よって、社会保険審査官及び社会保険審査会法第44条、第6条に基づき、本件再審査請求を却下することとして、本文のとおり裁決する。